

## 議案第 1 号

富津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

富津市教育委員会公印規則（昭和46年富津市教委規則第 6 号）の一部を改正する規則について、富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第 5 号）第 5 条第 2 号の規定により、議決を求める。

令和 7 年11月12日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

## 提案理由

令和 8 年 4 月の学校再配置により学校数が減ることに伴い、公印の数も減ることから、例規内に規定する公印の数を修正するものである。

富津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

富津市教育委員会公印規則（昭和46年富津市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表の7の項から10の項までの規定中「8」を「6」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

富津市教育委員会公印規則（昭和46年富津市教育委員会規則第6号）新旧対照表

現 行							改 正 案						
(公印の名称、ひな形等)							(公印の名称、ひな形等)						
第2条 公印とは、行政文書に押印する印章をいい、その名称、寸法、書体、使用範囲、個数及び使用場所は、別表のとおりとし、そのひな形は別図のとおりとする。							第2条 公印とは、行政文書に押印する印章をいい、その名称、寸法、書体、使用範囲、個数及び使用場所は、別表のとおりとし、そのひな形は別図のとおりとする。						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
ひな形 (別図)	名称	寸法 (mm)	書体	使用範囲	使用又は保管 場所	個数	ひな形 (別図)	名称	寸法 (mm)	書体	使用範囲	使用又は保管 場所	個数
						(略)							(略)
7	小学校印	方24	古印体	小学校名をもつてする文書	各小学校	8	7	小学校印	方24	古印体	小学校名をもつてする文書	各小学校	6
8	小学校印	方45	古印体	小学校名をもつてする文書	各小学校	8	8	小学校印	方45	古印体	小学校名をもつてする文書	各小学校	6
9	小学校印	縦30 横12	古印体	文書契印用	各小学校	8	9	小学校印	縦30 横12	古印体	文書契印用	各小学校	6
10	小学校長印	方21	古印体	小学校長名をもつてする文書	各小学校	8	10	小学校長印	方21	古印体	小学校長名をもつてする文書	各小学校	6
						(略)							(略)

## 議案第 2 号

令和 7 年度富津市教育委員会教育功労者の表彰について

富津市教育委員会は、令和 7 年度富津市教育委員会教育功労者の被表彰該当者について、富津市教育委員会表彰規程（平成 10 年富津市教育委員会訓令第 1 号）第 5 条及び富津市教育委員会行政組織規則（昭和 46 年富津市教育委員会規則第 5 号）第 5 条第 13 号の規定により、候補者名簿を別紙のとおり提出し、議決を求める。

令和 7 年 12 月 18 日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

## 提案理由

富津市におけるスポーツの振興に関し特に功績の顕著であったものを教育功労者として表彰することについて、議決を求めるものである。

### 議案第 3 号

富津市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定  
について

富津市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和 56 年富津市教育委員会規則第 2 号）の一部を改正する規則について、富津市教育委員会行政組織規則第 5 条第 2 号の規定により、議決を求める。

令和 7 年 12 月 18 日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

### 提案理由

令和 8 年 4 月の学校再配置により、大貫小学校と佐貫小学校が統合し大佐和小学校となり、天羽小学校と環小学校が統合し天羽小学校となることから、通学区域を整理するため、規則の一部を改正するものである。

富津市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

富津市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和56年富津市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

大貫小	小久保（富津ブリストルヒルの区域を除く。）、岩瀬、千種新田（1059番地及び1158番地を除く。）」を
-----	---

」を

「

大佐和小	小久保、岩瀬、千種新田（1059番地及び1158番地を除く。）、宝竜寺、花香谷、佐貫、上（富津ブリストルヒルの区域に限る。）、亀沢、亀田、鶴岡、八幡、笹毛
------	---

」に

改め、同表大佐和中の部吉野小の項中「西大和田」を「千種新田（1059番地及び1158番地）、西大和田」に改め、「千種新田（1059番地及び1158番地）」を削り、同部佐貫小の項を削り、同表天羽中の部天羽小の項中「桜井」を「桜井、桜井総称鬼泪山」に、「相川、横山」を「横山、相川」に改め、「金谷」の次に「上後、関尻、小志駒、岩本、山脇、田原、押切、六野、大森、寺尾、恩田、東大和田、田倉、高溝、宇藤原、志駒、山中、大川崎、大田和、関、御代原、豊岡」を加え、同部環小の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

富津市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和56年富津市教育委員会規則第2号）新旧対照表

現 行			改 正 案		
(学区) 第2条 学区は、小・中学校ごとに設定するものとし、その区分は別表第1のとおりとする。 別表第1（第2条関係）			(学区) 第2条 学区は、小・中学校ごとに設定するものとし、その区分は別表第1のとおりとする。 別表第1（第2条関係）		
	学校名	通学区域		学校名	通学区域
	富津中	(略)		富津中	(略)
大佐和中	大貫小	小久保(富津ブリistolヒルの区域を除く。)、岩瀬、千種新田(1059番地及び1158番地を除く。)	大佐和中	大佐和小	小久保、岩瀬、千種新田(1059番地及び1158番地を除く。)、宝竜寺、花香谷、佐貫、上(富津ブリistolヒルの区域に限る。)、亀沢、亀田、鶴岡、八幡、笹毛
	吉野小	西大和田、絹、相野谷、一色、障子谷、上(富津ブリistolヒルの区域を除く。)、近藤、八田沼、中、千種新田(1059番地及び1158番地)		吉野小	千種新田(1059番地及び1158番地)、西大和田、絹、相野谷、一色、障子谷、上(富津ブリistolヒルの区域を除く。)、近藤、八田沼、中
	佐貫小	宝竜寺、花香谷、佐貫、亀沢、小久保及び上(富津ブリistolヒルの区域に限る。)、亀田、鶴岡、八幡、笹毛			
天羽中	天羽小	湊、数馬、岩坂、更和、加藤、望井、台原、桜井、海良、売津、花輪、不入斗、長崎、相川、横山、梨沢、竹岡、萩生、金谷	天羽中	天羽小	湊、数馬、岩坂、更和、加藤、望井、台原、桜井、桜井総称鬼泪山、海良、売津、花輪、不入斗、長崎、横山、相川、梨沢、竹岡、萩生、金谷、上後、関尻、小志駒、岩本、山脇、田原、押切、六野、大森、寺尾、恩田、東大和田、田倉、高溝、宇藤原、志駒、山中、大川崎、大田和、関、御代原、豊岡
	環小	関尻、上後、小志駒、田原、山脇、六野、押切、大森、寺尾、恩田、東大和田、田倉、高溝、宇藤原、岩本、志駒、山中、大川崎、大田和、関、御代原、豊岡			

#### 議案第 4 号

富津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について  
富津市立小学校及び中学校管理規則（昭和 46 年富津市教育委員会規則第 8 号）  
の一部を改正する規則について、富津市教育委員会行政組織規則第 5 条第 2 号の規定により、議決を求める。

令和 7 年 12 月 18 日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

#### 提案理由

学校評議員制である佐貫小学校及び環小学校が令和 7 年度末をもって閉校となり、令和 8 年度から全校において学校運営協議会制となることから、学校評議員の設置に関する規定を削除するため、本規則の一部を改正するものである。

富津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

富津市立小学校及び中学校管理規則（昭和46年富津市教育委員会規則第8号）

の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

富津市立小学校及び中学校管理規則（昭和46年富津市教育委員会規則第8号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(学校評議員)</u></p> <p>第10条 学校に学校評議員を置くことができる。</p> <p>2 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長が推薦し教育委員会が委嘱する。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>第10条 削除</p>

## 議案第 5 号

富津市学校評議員に関する規程を廃止する訓令の制定について

富津市学校評議員に関する規程（平成 18 年富津市教育教育委員会訓令第 1 号）を廃止する訓令について、富津市教育委員会行政組織規則第 5 条第 2 号の規定により、議決を求める。

令和 7 年 12 月 18 日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

## 提案理由

富津市立小学校及び中学校管理規則における学校評議員の設置に関する規定を削除することに伴い、当該規定を根拠として制定された本規程を廃止するものである。

富津市学校評議員に関する規程を廃止する訓令

富津市学校評議員に関する規程（平成18年富津市教育委員会訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。